

# 米国でもソフトウェアの開発者に有罪判決 P2P ファイル交換ソフト問題の行方

## 前編 権利保護と進歩する技術のバランス

さる6月27日、アメリカ連邦最高裁判所が、ファイル交換ソフトを開発して、無償で提供していた米グロックスター社とストリームキャスト社に対して、ユーザーによる著作権侵害に関連して法的責任を持つとの判定を下した。

すでに日本ではファイル交換ソフトの開発者が逮捕されるという事件が起こっている。今回、米国でも開発者の責任を問うという判決が出たことで、今後の世界的な動向に大きな影響を与えることになるだろう。

### 瀧口範子

フリージャーナリスト

### ベータマックス裁判を くつがえす判決

この裁判は、MGM スタジオのほか、全米レコード協会(RIAA)、全米映画協会(MPAA)、2万7000の音楽出版社や作曲家らが原告となって、音楽交換ファイル開発会社の中でも特に人気のある同2社に対して起こしていたもの。一昨年の第一審、昨年の第二審では共に、合法的な利用も行われていることを理由に2社が違法行為を行っているとは見なされなかったが、最高裁の判決はこれをすっかりくつがえすかたちとなった。

今回の判決は、著作権に関わるものとしては1984年以來の歴史的な判決として各界に大きな動揺を与えている。1984年のケースは、映画会社のユニバーサルシネスタジオが、映画録画に使われる家庭用ビデオデッキが著作権侵害行為を助長するとしてソニーを訴えた裁判だった。このときは、個人が家庭で楽しむためにタイムシフトを行う手段などとして、かなりの割合で合法的な利用が行われて

いるという根拠で、ユニバーサル側が敗訴した。

第一審、第二審の判決は、この「ベータマックス裁判」の判例を基に下されたものだった。グロックスター、ストリームキャストには合法的な利用がある。またそのソフトは完全なピアツーピア(P2P)による分散型システムで、いずれもファイルのありかやユーザーの利用を管理する中央サーバーを持っていないため、ユーザーが独自に著作権侵害行為を行おうとしても、それを予測、認識することは不可能だというものだった。

### 判決のポイントは「勧誘性」

ところが最高裁の判決は、テクノロジー業界に対しては「ベータマックス裁判」とは反対に、まったくの逆風となってしまった。判決文は「著作権侵害を促進する明らかな表現や明確な手だてを講じて、侵害の利用を促進することを目的とする手段を配布する者は、その結果として第三者による侵害行為がなされた場

合には法的責任を負う」としている。テクノロジーの合法性いかによりも「勧誘性」があるというビジネスモデルやマーケティングのやりかたに重点が置かれたかたちだ。

判決文では、第三者による著作権侵害行為や、それによって利益を得ようとする目的が明らかであった場合は、その会社を違法行為に対して責任のあるものと見なすとしている。今回は、ソフト開発会社側がソフトの利用方法を解説した上、ポップアップ広告などを掲載することで、ユーザー利用によって儲けを得ていたことが指摘された。また、ユーザーの侵害行為を防止する技術を提供しなかったことも、理由の1つに挙げられた。

この判決に音楽・映画業界は歓迎の意を表明している。MPAAの会長であるダン・グリックマン氏は「窃盗行為を補助するようなビジネスはその責任を負うことになるのだ。クリエイティブコミュニティーにとって、この判決はよい知らせだ」と声高に述べている。だが、テクノロジー業界の反応は二分されている。

人気の有料オンラインミュージックストア「iTune」を運営するアップルコンピュータのCEOであるスティーブ・ジョブズは、あるインタビューに応じて「違法なダウンロードが減れば、その分合法的なダウンロードが増える。これはアップルにとっては朗報」と語っている。

片や、インテルやサンマイクロシステムズなどは、著作権を必要以上に護ろうとすることによってテクノロジーの進歩が妨げられると危惧を示している。また、全米家電協会(CEA)や全米市民自由連合(ACLU)なども、著作権侵害への関与を広義に適用しすぎることの危険を指摘する。

CEAの技術政策担当副社長のマイケル・ペトリコーネ氏は「企業は、著作権侵害行為の関与によって責任を負わされるのをどう防げるのか。明解なガイドラインがないままでは、法的な明解さが減り、訴訟の危険性が増えただけだ」と語っている。

## ファイル交換ソフトの 発展経緯

グロックスターやストリームキャストは、ファイル交換ソフト開発会社としては第二世代にあたる。第一世代は、1999年に当時大学生だったショーン・ファニングが立ち上げたナップスターだ。同年12月には、RIAAがナップスターを相手に訴訟を起こし、2001年に同社は敗訴して、ピーク時には157万人が同時にファイル交換を行っていたサイトを閉じる。

このとき、ナップスターが中央のインデックスサーバーを持っていたことが敗因となったのを受けて、この後に続くファイル交換ソフトは分散型システムとして開発されていった。ナップスター自体はドイツの音楽会社ベテルスマンが買い上げ、後に有料オンラインミュージックサイトとして復活する。

分散型システムとして代表的なのが、

AOL子会社ナルソフトのプログラマーが開発したグヌテラ、北欧で開発されたカザー、モルフェウス(ストリームキャストの前身であるミュージックシティが開発)、グロックスターである。

モルフェウス、グロックスターはいずれも、当初カザーが開発したネットワークプロトコル「ファストトラック」を利用していった。無断で発表されたためにAOLに閉鎖を命じられたグヌテラはその後、オープンソースプロジェクトに移行し、カザーはオーストラリアの会社に買収された。

RIAAは、アメリカの司法権の管轄内にあるストリームキャストとグロックスターに的を絞って今回の訴訟を続けていた。

## 違法なファイル交換は 合法的ものの15倍

RIAAはナップスターを訴える以前の1997年にMP3のダウンロードサイトを、1998年にMP3プレーヤーのメーカーを相手に訴訟を起こし、早くから音楽テクノロジーを著作権侵害の道具として敵視してきた。ナップスターの後、雨後のタケノコのように増え続ける分散型システムに手を焼き、2003年には、音楽ファイル交換ソフトを利用する個人ユーザー1万人以上を訴えるという手段に出て、現在までにおよそ2500人からそれぞれ3000ドル(約33万円)の罰金を徴収して決着をつけていると言われる。

市場調査会社のヤンキーグループによると、昨年有料のオンラインミュージックストアから購入された音楽は3億3300万曲。一方、無料音楽ファイル交換ソフトを利用してダウンロードされたのは50億曲だという。ここ数年下降する一方の売り上げをRIAAはこうした音楽ファイル交換ソフトの開発会社の違法行為に帰着させようと必死だ。

## 権利保護と技術の バランスはとれるか?

今回の判決を巡っては、その解釈にこれから長い時間がかかれることになる。関係者によっては、必ずしもP2Pテクノロジーの違法性を定義したものではなく、あくまでも著作権保護とテクノロジー擁護のバランスをとった判決と評価する向きもある。しかし、「勧誘性」というポイントが敗因となった点を重視し、開発時には本来開かれているはずのテクノロジーの「意図」が裁判の判断材料にされるという危険性に懸念を隠しきれないテクノロジー関係者も多い。

さらに、今回の判決によってファイル交換ソフトが消滅するとはとうてい考えられない。今後、法の抜け道を狙う第三、第四世代のファイル交換ソフトが出てくるのは必至だ。2003年までRIAA会長を務めたヒラリー・ローゼン氏は、今回の判決によって万事休すとはならぬという認識を明らかにしている。同氏はあるウェブサイトに見解を寄せ「音楽業界は繰り返し闘ってきたが、デジタルテクノロジーによって永遠にその姿を変えた市場をコントロールする力を得ることは、どんなに望んでも不可能になった」と述べている。

音楽だけではなく、映画やテレビ番組など、さらに大きなファイルを交換するソフトも出現し、MPAAがすでにそのユーザーを訴えている。また、RIAAはたとえ合法的にファイルがダウンロードされても、それをコピーできるデバイスや回数を制限するデジタルライツマネジメント(DRM)の強化にも努めているが、これが音楽ファイルを自由に利用したいユーザーをくじき、ひいてはテクノロジーの開発自体を窒息させる恐れもある。

著作権保護とテクノロジーの合意点は、まだまだ見えない状態だ。

(▶次号に続く)



## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)